

令和2年第1回北海道議会定例会 一般質問（令和2年3月12日）

日本共産党 菊地 葉子 議員

質問要旨	答弁要旨
<p>四 公安問題について</p> <p>(一) 選挙演説中におけるやじへの対応について</p> <p>1 道警察の報告書について</p> <p>昨年7月の参議院選挙における安倍首相の街頭演説中に、市民を警察官が排除した問題で、道警察は2月26日ようやく報告を道議会に行いましたが、身内である警察官からのみ事情聴取を行った上で作成されており、報告書が客観的とは到底言えないと考えますがいかがですか。これで道民の理解を得られたと認識しておられるのか、知事、公安委員長及び警察本部長の見解を伺います。</p> <p>公安委員会は、道警察への指導責任が果たされたと認識されているのか、公安委員長に伺います。</p>	<p>(公安委員長)</p> <p>道警察からの報告についてありますが、道公安委員会では、昨年7月15日の警護警備における警察措置につきまして、定例会議において、事実関係の確認状況などの報告を受け、その中で、道警察に対し、説明責任を果たすべく、事実関係について、しっかりと確認を行うように指導を行っていたところであります。</p> <p>その上で、2月26日の臨時会議におきまして、いずれも、現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであるとの報告を受け、これを了承したものであります。</p> <p>道公安委員会といたしましては、道警察が、今後とも、道民に対し、しっかりと説明責任を果たしていくよう適切に管理機能を発揮してまいります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>事実確認結果の報告についてありますが、道警察では、昨年7月15日の警護警備において、報道、意見書等の様々な機会に指摘を受けたものについて、現場にいた警察官からの聴取等により、現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであると確認できたことから、2月26日の総務委員会において報告したところであります。</p> <p>今後とも、より丁寧な協力要請などにより、警護警備に対する道民の理解と協力が得られるよう、より一層努力してまいります。</p>
<p>2 法的根拠の説明について</p> <p>札幌駅前でヤジを飛ばした人たちは、警職法第4条及び第5条に基づき、警察官が無理やり後方に連れて行く行為を行ったとされます。警職法第4条を何に基づいて判断されたのですか。具体的理由を伺います。</p> <p>報道の映像では、男性が「法的根拠は何か」と警察官に問いただしていますが、その際、警察官は法的根拠を説明されなかったのか、警察本部長に伺います。</p>	<p>(警察本部長)</p> <p>法的根拠の説明等についてありますが、昨年7月15日の警護警備におきまして、札幌駅前において大声を上げた方々については、他の聴衆から反発の声が上がるなど聴衆との小競り合いから犯罪行為が発生するような緊迫した状況となるなどしていたことから、警察官職務執行法第4条第1項および第5条に基づき、措置を講じたものであります。</p> <p>また、法的根拠の説明につきましては、ご指摘の内容がどの場面のものを指すのか明らかではありませんが、第一線では、それぞれの警察官が、状況に応じて</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>3 警察官職務執行法第4条に基づく対応と公安委員会への報告について</p> <p>警職法第4条2項の規定により警察官が実力行使した際は、公安委員会への報告義務が生じます。公安委員会の議事録等で確認できる件数と概要について伺います。また、選挙の時に警職法第4条が発動されたことは一度でもあったのか、警察本部長に伺います。</p>	<p>所要の措置を講じることとなり、今回の警職法第4条第1項および第5条に基づく措置については、これらの条項を示して説明したものではありませんが、職務執行の相手方に対し、状況や必要に応じ職務執行の理由や必要性を説明しております。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置の件数等についてありますが、確認できた範囲では、今回の事案を除くと、平成30年度及び令和元年度に猟銃の使用による熊の駆除2事案について報告を実施しております。</p> <p>また、選挙のときに同条同項の措置を講じたことがあるか否かについては、道警察におきましては、同項に基づく措置の件数について統計をとっていないことから、お答えすることは困難であります。</p>
<p>4 選挙における警備について</p> <p>道警察は昨年6月28日付の通達で「社会に対する不満・不安感を鬱積させた者が、重大な違法事案を引き起こすことも懸念される」と述べ、警察官に「固定観念を払拭させ、事案の未然防止を図ること」と指示しています。社会に対する不満を抱いた者を全て犯罪予備軍として扱い、取締りを強化しているのか、伺います。</p> <p>また、通達には「人権侵害や選挙運動等に対する不当干渉との批判を受けることのないように」と明記しているにもかかわらず、ヤジを飛ばした当事者だけを排除したことは、不偏不党の原則からも逸脱と考えますが、警察本部長の見解を伺います。</p>	<p>(警察本部長)</p> <p>選挙における警護警備についてですが、一般的に、要人による街頭演説の際は、多数の聴衆が集まり、要人が不特定多数の方と接触することが多いことから、警察におきましては、主催者側と連絡を取りつつ、犯罪や事故につながるようなトラブルやこれに起因する現場における混乱を未然に防止し、要人の安全を確保するため、必要な警察措置を講じております。</p> <p>今回の街頭演説に伴う警護警備におきましても、現場の警察官が、それぞれの現場の状況を踏まえ、必要と判断した措置を講じたところであります。</p> <p>また、警察におきましては、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行しているところであり、特定の意見の表明を規制することはございません。</p>
<p>(再質問)</p> <p>四 公安問題について</p> <p>(一) 選挙演説中におけるやじへの対応について</p> <p>1 道警察の報告書について</p> <p>公安委員長は、警察官の聴取のみで作られた報告書に何の疑問も感じなかつたのですか。道警察から報告を受けた昨年7月17日以降の公安委員会において、道警察への管理指導としての発言を公安委員長はどう行ったのか、伺います。</p> <p>道警察は、沿道の聴衆等第三者の聴取を何故行わなかつたのか、警察本部長に伺います。</p>	<p>(公安委員長)</p> <p>道警察からの報告についてですが、道公安委員会では、昨年7月15日の警護警備における警察措置につきまして、定例会議において、事実関係の確認状況などの報告を受け、その中で、道警察に対し、説明責任を果たすべく、事実関係について、しっかりと確認を行うとともに、警察の職務執行の中立性に疑念を抱かれることのないよう今後とも不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行することについて、指導を行</p>

質問要旨	答弁要旨
	<p>ってきたところであります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>事実確認の結果についてであります、現場にいた警察官からの聴取等により、現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであると確認できたことから、沿道の聴衆等第三者に対する聴取は要しないと判断したものであります。</p>
<p>2 法的根拠の説明について</p> <p>法的根拠を求めた男性に対し、警察官は説明を行わなかったことが明らかになりました。ヤジを飛ばした男性の身体に危害が及ぶ危険がなくなった場所においても警察官は自らの行為に対する法的根拠の説明をなぜ行わなかったのか、伺います。</p> <p>また、そこにいた警察官全員が警職法4条の根拠があると認識したのか、あるいは個々の判断だったのか、どのように確認をしたのか、警職法に必要な客観的判断、具体的危険性、犯罪実行の蓋然性をどのように認識したのか、それぞれ警察本部長に伺います。</p> <p>法的根拠すら告げずに実力行使に踏み切ることは、権力機関としてはあるまじきことです。真摯な反省の姿勢を示すべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(警察本部長)</p> <p>法的根拠の説明についてであります、繰り返しになりますが、第一線ではそれぞれの警察官が、状況に応じて所要の措置を講じることとなり、札幌駅前で大声を上げた男性に対しては、職務執行に対する理解を得るため、職務執行の理由となる状況について説明をしております。</p> <p>また、札幌駅前で大声を上げた男性に対し本件の職務執行に当たった警察官につきましては、警察官職務執行法第4条第1項や第5条に基づく措置をとることができる状況があったものと認識しており、取り扱った警察官のみならず、現場にいた他の警察官の聴取等により事実確認を行いました。</p> <p>他方、これらの取扱いに関し、告発状などが提出されたことも事実であり、道警察としましては、このことを真摯に受け止め、今後とも、第一線において状況に応じた適切な警護警備が行われるよう努めてまいります。</p>
<p>3 選挙における警備について</p> <p>警職法第4条に基づく選挙時の実力行使について、明確な答弁はありませんでしたが、公安委員会の会議録において確認できていないことは非常に重大なことです。さらに警察の政治的中立性が疑われる事態です。</p> <p>道警察によるヤジの行為は、警察法第2条2項で規定している「警察の政治的中立性」に反すると、批判が高まっており、本来一度としてあってはなりません。自らの行為を正し、再発防止にどう取り組むおつもりか、警察本部長の見解を伺います。</p>	<p>(警察本部長)</p> <p>選挙における警護警備についてであります、今回の街頭演説に伴う警護警備におきましては、いずれも現場の警察官が、それぞれの状況に応じて、法律に基づき必要な措置を講じたものであります。</p> <p>他方、これらの取扱いに関し、告発状などが提出されたことも事実であります。</p> <p>道警察といたしましては、このことを真摯に受け止め、今後とも、第一線において状況に応じた適切な警護警備が行われるよう、平素から警護警備に関する教養や実践的訓練を積み重ねてまいります。</p> <p>また、より丁寧な協力要請などにより、警護警備に対する国民の理解と協力が得られるよう、より一層努力してまいります。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(指摘)</p> <p>道公安委員会は自らを「国民の良識を代表する者によって構成され、警察の民主的運営と政治的中立性を確保する」と述べています。多くの法曹関係者が道警察の主張に疑問を呈している中、公安委員会が道警察の客觀性のない報告を無批判に了承したことは、公安委員会がその役割を果たしたとは到底言えないと厳しく指摘します。</p> <p>市民が声をあげただけで何もの警察官が拘束し、強制的に排除することが民主主義と言えるのでしょうか。「不偏不党」と言いながら、モノ言う市民を強制的に排除することが民主警察の行為とは到底言えません。当事者が法的根拠を再三求めたにもかかわらず、明確に答えなまま実力行使に踏み切ったことを正当化する警察本部長の答弁に強い憤りを覚えます。</p> <p>道警察は実力を行使できる権力機関であるからこそ、法に対する厳格さと道民への説明責任が求められます。それを果たしてこそ道民の安全を守ることが出来るはずです。</p> <p>警察本部長はそのことを肝に銘じ、市民が意見を自由に言える権利を奪う行為を二度と行ってはならないと厳しく指摘します。</p>	